





<p>(備考) この表において「法」とは、介護保険法をいう。</p>	<p>十六 別表第三第二節区分番号1 9に掲げる後期高齢者終末期相 談支援料が算定されるべき療養</p>	<p>十五 別表第三第二節区分番号1 8に掲げる後期高齢者薬剤服用 歴管理指導料が算定されるべき 療養</p>	<p>十四 別表第三第二節区分番号1 6に掲げる調剤情報提供料及び 提供料が算定されるべき療養 情報</p>	<p>十三 別表第三第二節区分番号1 5に掲げる在宅患者訪問薬剤管 理指導料、区分番号15の2に 掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管 理指導料及び区分番号15の3 に掲げる在宅患者緊急時等共同 指導料が算定されるべき療養</p>	<p>十二 別表第三第二節区分番号1 1に掲げる薬剤情報提供料、区 分番号13に掲げる長期投薬情 報提供料、区分番号14に掲げ る後発医薬品情報提供料及び区 分番号14の2に掲げる外来服 薬支援料が算定されるべき療養</p>	<p>十一 別表第三第二節区分番号1 0に掲げる薬剤服用歴管理指 導料が算定されるべき療養</p>	<p>十 別表第二章第二節区分番 号C0003に掲げる在宅患者訪 問薬剤管理指導料及び区分番 号C0008在宅患者緊急時等カ ンファレンス料が算定されるべき 療養</p>
	<p>介護老人福祉施設入所者について、末期の悪性腫瘍であ る患者に対し実施した場合に限り、算定できる。</p>	<p>入院中以外の患者については、同一月において、居宅療養 管理指導又は介護予防居宅療養管理指導(薬剤師が行う場 合に限る)を行い、居宅療養管理指導又は介護予防居宅 療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。 ただし、当該患者の薬学的管理計画に係る疾病と別の 疾病又は負傷に係る臨時的投薬が行われた場合にあつて は、この限りでない。</p>	<p>入院中以外の患者については、同一月において、居宅療養 管理指導又は介護予防居宅療養管理指導(薬剤師が行う場 合に限る)を行い、居宅療養管理指導又は介護予防居宅 療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>	<p>介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍であ る患者に対し実施した場合に限り、算定できる。</p>	<p>入院中以外の患者については、同一月において、居宅療養 管理指導又は介護予防居宅療養管理指導(薬剤師が行う場 合に限る)を行い、居宅療養管理指導又は介護予防居宅 療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。 ただし、当該患者の薬学的管理計画に係る疾病と別の 疾病又は負傷に係る臨時的投薬が行われた場合にあつて は、この限りでない。</p>	<p>入院中以外の患者については、同一月において、居宅療養 管理指導又は介護予防居宅療養管理指導(薬剤師が行う場 合に限る)を行い、居宅療養管理指導又は介護予防居宅 療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。 ただし、当該患者の薬学的管理計画に係る疾病と別の 疾病又は負傷に係る臨時的投薬が行われた場合にあつて は、この限りでない。</p>	<p>介護老人福祉施設入所者について、末期の悪性腫瘍であ る患者に対し実施した場合に限り、算定できる。</p>